

答申日：令和4年3月16日

件名：令和3年3月定例会市民文教委員会・予算審査特別委員会の議事録（文字おこし）「●●●●」質問質疑関係分全ての非公開決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

刈谷市議会議長（以下「議長」という。）が、「令和3年3月定例会市民文教委員会・予算審査特別委員会の議事録（文字おこし）「●●●●」質問質疑関係分全て」（以下「本件対象文書」という。）の公開請求に対し、その全部を非公開としたことは、妥当である。

### 2 審査請求人の主張の要旨

#### （1）審査請求の趣旨

審査請求人が令和3年3月25日付けで行った刈谷市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公開請求に対し、議長が同年4月9日付け刈議第213号により行った非公開決定について、当該決定を取り消し、本件対象文書の公開を求めるものである。

#### （2）審査請求の理由

審査請求人が審査請求書等において主張する審査請求の理由は、総合すると概ね次のとおりである。

ア 本件対象文書は、公開されなければならない。

イ 実施機関は、公開請求時点では本件対象文書は作成されていなかったとのことであるが、暫定版の議事録は作成され、組織において活用されているはずであるため、文書不存在として非公開とした処分は明らかに誤りである。

ウ 条例第2条第2号では公文書の定義を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いられるものとして、当該実施機関が保有しているもの」としており、本件対象文書は公文書に該当するといえるため、公開請求の対象

である。

### 3 実施機関の説明の要旨

#### (1) 経緯について

ア 審査請求人は、令和3年3月25日付けで、議長に対し本件対象文書について、条例第6条第1項の規定により公開請求を行った。

イ 議長は、アの公開請求に対し、本件対象文書は、作成過程にあり、存在していないとして、同年4月9日付け刈議第213号により非公開決定を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年4月30日付けで審査請求をしたものである。

#### (2) 非公開決定について

非公開情報の該当性について、以下のとおり主張する。

##### ア 文書不存在として非公開とした決定について

刈谷市議会の委員会の議事録の調整は、録音機器によって議事内容を録音し、その記録媒体をAIによる反訳を行い、実施機関の職員がそれを校正した後、委員長が内容を確認する工程がある。実施機関では、委員長の確認を経た上で、署名し、又は押印したものを議事録として扱っている。令和3年3月定例会市民文教委員会・予算審査特別委員会（以下「本件会議」という。）の議事録は、少なくとも令和3年4月22日以降に完成、公開されており、公開請求は、議事録が完成する以前に行われたものであるため、議事録として扱うことができる文書が公開請求のあった時点で存在していなかったことは明確であり、文書不存在として非公開決定するほかなかった。

しかしながら、その後に審査請求人から提出された反論書の内容から、審査請求人が公開を求める文書は、議事内容を正確に記載した議事録ではなく、音声データをAIによる反訳を行った未定稿の文書であると特定するに至った。

以上のことから、本件対象文書を文書不存在として非公開決定をした処分は誤りであると認める。

##### イ 条例第7条第4号該当性について

本件対象文書は、前述のとおり本件会議の議事内容を録音した音声データをA Iによる反訳を行った文書であり、A Iの誤認識により会議の出席者が実際には発言していない誤った字句が多く記載されている。本件対象文書を公文書として公開した場合、議事内容が誤って認識され、不当に市民の間に誤解を与える可能性は十分に想定される。

以上のことから条例第7条第4号に該当する。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 判断の理由

実施機関は、文書不存在として非公開とする決定を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象文書は明らかに存在しているため、非公開とした理由に誤りがあるとして、当該決定の取消し及び本件対象文書の公開を求めているが、その後、実施機関は、本件対象文書の存在は認めるものの、その全部が条例第7条第4号に該当するとして非公開とした決定を妥当としていることから、当審査会では、その妥当性について、以下検討する。

##### ア 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、「意思形成過程等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と定めている。

本件対象文書は、本件会議の議事録を作成するため、実施機関が議事内容を録音した音声データをA Iによる反訳を行った文書のうち、特定の市議会議員の質問及び質疑部分に当たるものである。刈谷市議会においては、委員会の議事内容については、逐語的な議事録を作成することとされている。その作成は、録音機器によって議事内容を録音し、その記録媒体をA Iによる反訳を行い、実施機関の職員がそれを校正する方法により行われている。実施機関の説明によると、本件会議の議事録は、少なくとも令和3年4月22日以降に完成、公開されており、公開請求は、議事録が完成

する以前に行われたものである。公開請求時に実施機関が有していたA Iによる反訳を行った文書は、誤反訳により、文章として構成が成り立たない部分が多くあり、意味が通じないものとなっている。また、刈谷市議会の委員会は、刈谷市議会委員会傍聴規程（以下「傍聴規程」という。）第7条の規定により委員長の許可を得た場合を除き「傍聴人は、会議室において写真撮影、録画、録音等をしてはならない。」と定められており、本件会議は、傍聴人による録音は禁止されている。

傍聴規程が傍聴人による会議の録音を原則禁止としている趣旨は、会議において自由<sup>かつたつ</sup>闊達な意見交換が抑制されることを防ぐとともに、その録音データが発信されることによる市民の誤解や憶測に基づく混乱を回避するためのものであると考えられる。傍聴人の録音が許された場合、録音した音声を部分的に切り取って様々な場面で再生し、又はインターネット上で公開され、本来の発言の意図とは異なる解釈で市民に伝わり、発言者が厳しい批判にさらされることが想定され、積極的に意見や質問等を述べるものが多少なりとも委縮することになりかねない。議事録の作成に使用する議事内容の録音データをA Iによる反訳を行った文書の公開は、傍聴人による会議の録音を許可することと同様の事態が発生することとなるため、自由<sup>かつたつ</sup>闊達な意見の交換を抑制するおそれ及び誤解や憶測に基づく混乱を与えるおそれがあると認められる。

一方で、実施機関が非公開と判断した根拠に掲げるA Iによる誤反訳や文章としての構成が成り立たないことのみを理由に、不当に市民に混乱を与えることはなく、条例第7条第4号に該当しないという意見も考えられるため、当審査会ではその観点を含め協議を行った。誤反訳により、文章として構成が成り立たない部分が多く、意味が通じない本件対象文書が公文書として公開されたときは、本件対象文書がA Iによる反訳を行った文書と認識している場合は別として、議事内容が正確に伝わらず、誤反訳された部分を切り取って発信されるおそれがあることから、市民の間に誤解を与える可能性は十分に認められる。

以上の2点から、本件対象文書が条例第7条第4号に該当することを理由に非公開とした実施機関の決定は、妥当であると判断する。

## イ 部分公開の義務について

本件対象文書は、前述のとおり特定の市議会議員の質問、質疑部分を録音した音声データをAIによる反訳を行った文書であり、その全体が本件会議の議論の部分に当たるものである。議事録作成の趣旨及びその公開の目的に鑑みると、AIによる反訳を行った文書を校正し、議事録として責任ある形で完成させなければ、正式な議事内容を証する文書とはいえ、議事録作成過程における本件対象文書は、全体が本来の議事内容とは異なる解釈によって市民の間に伝わることで誤解を招き、混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象文書の全部を非公開とした実施機関の決定は、妥当であると判断する。

## (2) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 付言

当審査会は、本答申に関連して次のとおり意見します。

実施機関は、本件対象文書を公開しない理由として、非公開決定通知に「作成過程にあるため、文書が存在していない。」と記載していますが、その後の弁明書において、本件対象文書は存在するが「条例第7条第4号に該当するため、非公開とするべきである。」と非公開と決定した理由を変更しています。実施機関からの説明によると審査請求が提出された後に提出された反論書の記載内容から、審査請求人が公開を求める文書の特定に至り、非公開とした処分の理由を変更したとのことであります。

この点について、一般に、公文書の公開請求をする者は、実施機関がどのような文書を保有しているか詳細に了知しておらず、公開を求める文書を明確に指し示すことは難しいものであります。したがって、公開請求に対応する職員は、請求者の意図を丁寧に確認することが不可欠です。

実施機関である刈谷市議会におかれては、このことを再度認識され、円滑かつ適正な手続が確保されるよう、請求者と十分なすり合わせをするなどの意思疎通が図られることを望みます。

令和4年3月16日

刈谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 永 田 靖 章

委 員 石 川 克 彦

委 員 加 藤 千 冬

委 員 加 藤 時 彦

委 員 真 島 聖 子